(目的)

第1条 この要綱は、建築物その他の工作物の所有者又は管理者(以下「所有者等」という。)において適正な管理がなされないことに起因して、著しい老朽化等による倒壊及び建築材等の飛散により第三者の生命に危険を及ぼすおそれのある状態、又は不特定者の侵入による火災及び犯罪が誘発されるおそれのある状態(以下「管理不全状態」という。)となった建築物その他の工作物(以下「老朽危険建物」という。)について必要な事項を定めることにより、地域における安心かつ安全な生活環境の確保を図ることを目的とする。

(建築物その他の工作物の適正管理)

- 第2条 所有者等は、所有又は管理する建築物その他の工作物が管理不全状態にならないよう、自 らの責任において適正に管理しなければならない。
- 2 所有者等は、所有又は管理する建築物その他の工作物が管理不全状態にあるときは、自らの責任において、直ちに当該状態を解消しなければならない。

(町民等の協力)

- 第3条 町民等は、老朽危険建物があると認められる場合は、町への情報提供に協力するものとする。
- 2 前項の規定により町に情報提供するときは、老朽危険建物連絡票(様式第1号)により提出するものとする。

(調査の実施)

- 第4条 町長は、老朽危険建物について調査の必要があると認めるとき、又は前条第2項に規定する連絡票の提出があったときは、当該老朽危険建物の調査を行うものとする。
- 2 前項の規定により調査を行うときは、老朽危険建物調査票(様式第2号)により行うものとする。

(審查委員会)

第5条 町長は、前条の規定による調査の結果について公平な判定を行うため、審査委員会を設置 して審査を行うとともに、必要に応じて現地確認を実施するものとする。

(依頼、指導及び勧告)

第6条 町長は、前条の審査委員会により、老朽危険建物であると確認されたときは、所有者等に 対して必要な措置を講ずるよう依頼又は指導を行うことができる。 2 町長は、前項の依頼又は指導を行ったにもかかわらず、管理不全状態が改善されないときは、 所有者等に対して必要な措置を講ずるよう勧告を行うことができる。

(委任)

第7条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則(令和3年9月30日告示第26号)

(施行期日)

1 この告示は、令和3年10月1日から施行する。

(経過措置)

2 この告示による改正前のそれぞれの告示に定める様式(この告示により改正されるものに限る。) による用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

老朽危険建物連絡票

軽井沢町長

様

軽井沢町老朽危険建物対策要綱第3条第2項に基づき以下のとおり連絡します。

位置図	
(地区名)	
状況	1 倒壊する可能性があり、第三者の生命に危険を及ぼ
	すおそれがある。
	2 建築材等の飛散により、第三者の生命に危険を及ぼ
	すおそれがある。
	3 不特定者の侵入により火災及び犯罪が誘発されるお
	それがある。
	4 その他 ()
備考	(可能な場合は写真画像等を添付してください。)

老朽危険建物調査票

調査日時	年	月	日 ()	時	分~	時	分
調査実施者	課	係	職氏名				
調査物件							

現況	※写真画像添付
----	---------

	調査項目						
1	建物倒壊の危険性	倒壊により第三者の生命に危険を及ぼす	有・無				
		おそれがある。					
2	建築材の飛散・落	軒及び屋根の損傷による建築材の飛散に	有・無				
	下等の危険性	より第三者の生命に危険を及ぼすおそれ					
		がある。					
		剥離による外壁材等の落下により第三者	有・無				
		の生命に危険を及ぼすおそれがある。					
3	不特定者の侵入に	1 階部分の玄関及び窓ガラスの破損によ	有・無				
	よる犯罪の危険性	り不特定者侵入のおそれがある。					
4	火災等の危険性	灯油タンク、プロパンガス等の可燃物放置	有・無				
		により火災が発生するおそれがある。					
5	その他	上記以外に第三者の生命に危険を及ぼす	有・無				
		おそれがある(有の場合、下記の特記欄に					
		状況を詳細に記入すること。)。					
	[特記]						